

【新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた条件付き輸入解禁生果実の輸入検査について】
【追加】

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延したため、多数の国が渡航・行動制限措置をとる事態となっていることから、同感染症のまん延が収まるまでの間、植物防疫官の現地派遣を見合わせ、代替措置として輸入検査時の抽出数量を増やす措置が講じられてきました（令和2年4月23日付けでホームページ。）。

今般、新たに別途の下線を付した植物（豪州産マンゴウ、イスラエル産カンキツ、豪州産アボカド、ペルー産マンゴウの生果実）についても同様の措置を講じる旨、一般社団法人全国植物検疫協会を通じて、農林水産省消費・安全局から通知がありました。

【補足】

輸出国において、輸入解禁の条件である検疫措置が適切に行われていること。

(別添)

新型コロナウイルス感染症のまん延に係る代替措置を行う国（地域）、対象品目及びそれらの輸入検査時の抽出数量

(傍線部分は追加部分)

国（地域）	対象品目	輸入検査時の抽出数量
アメリカ合衆国	ネクタリン、せいようすももの生果実	現在の抽出数量の2倍
アルゼンチン	グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ、マーコットの生果実	現在の抽出数量の2倍
インド	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
オーストラリア	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
オランダ	おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす、ぶどうの生果実	現在の抽出数量の2倍
台湾	パパイヤ、マンゴウ、ボンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ、ポメロ、れいし、ぶどう、ヒロセレウス・ウンダーツス、いんどなつめの生果実	現在の抽出数量の2倍
中華人民共和国	れいしの生果実	現在の抽出数量の2倍
パキスタン	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
フィリピン	マンゴウ及びパパイヤの生果実	現在の抽出数量の2倍
ベトナム	ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種、カッチュー種のマンゴウの生果実、ティエウ種のれいしの生果実	現在の抽出数量の2倍
アメリカ合衆国	さくらんぼの生果実、むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉、ばれいしょの生塊茎	現在の抽出数量の1.5倍
イスラエル	スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン、 <u>オアの生果実</u>	現在の抽出数量の1.5倍
オーストラリア	スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、	現在の抽出数量の1.5倍

	ミネオラ、グレープフルーツ、ぶどう、指定地域で生産されるカンキツ属、 <u>ハス種のアボカド</u> の生果実	
カナダ	むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉、とうがらし、さくらんぼの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
コロンビア	イエローピタヤ、トミーアトキンス種のマンゴウ、ハス種のアボカドの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
南アフリカ共和国（スワジランドを含む。）	スウィートオレンジ、レモン（スワジランドは除く。）、グレープフルーツ、クレメンティンの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ニュージーランド	りんごの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ハワイ諸島	ソロ種パパイヤ、ケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ブラジル	ケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ペルー	<u>ケント種のマンゴウ</u> 、ハス種のアボカド、うんしゅうみかんの生果実	現在の抽出数量の1.5倍